**令和７年度和歌山県技能賞表彰者選定要領**

**１　表彰の対象となる職業の範囲等について**

1. 本表彰を受けることのできる者の従事する職業は、技能的職業であれば製造業、建設業をはじめ、すべての産業に属する職業が含まれる。
2. 技能者的な側面はあるもののその者の職歴等から総合的に判断して、社会通念上、技術者とみなされる者は、推薦の対象から除外される。
3. 先端技術関連職種に従事する技能者を被表彰候補者として推薦する場合において、当技能者の前職が現職と何らかの関連があって、ごく自然な形での現職への移行とみられるときは、前職と現職を類似ないしは同一の職種とみなし、要綱第２条第２号に規定する実務経験年数は、前職と現職のそれを合算した年数として差し支えない。

**２　表彰の対象者の選定**

技能賞の表彰を受ける者は、**卓越した技能を保有していることを第一義**とし、要綱第２条のすべてに該当する者を対象とするので、選定に当たってはこの点に充分留意し、**技能を証明する資料等は必ず添付する**ものとする。

なお、要綱第２条各号の要件については、令和７年８月３１日を基準日とする。

**３　推薦書提出期限** 令和７年８月８日（金）

**４　表彰日程** 令和７年１１月（予定）

**５　受賞者の数** １５名程度

**６　提出書類 （データで提出してください。）**

(1) 　推薦書（別記第１号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(2) 　調書（別記第２号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(3) 　推薦理由書（別記第３号様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通

(4) 　住民票の写し(本人のみ・３か月以内のもの）・・・・・・・1通

(5) 　その他の資料（すべてA４サイズ）・・・・・・・・・・・・・・・・1部

被表彰候補者の最も高く評価されている技能の程度及び実績を立証又は説明することのできる資料を必ず提出すること。

資料については、カラーコピーを用いるなどし、返還を要しないものとすること。

（資料例）

1. 新聞記事等

本人の実績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等

1. 説明書、図面、写真等

本人の製作物、発明、考案又は改善等に関する説明書、図面、写真等

改善前と改善後の比較については、その差が明確に分かるよう、なるべく数量的なものを示すようにし、専門的な用語については、すべてふりがな、及び解説を付すこと。

1. 職業能力検定、資格取得等に係る資料

技能検定（１級技能士、単一等級技能士）、社内検定、技能に係る資格の免許状・

合格証書等

技能検定委員の委嘱状、職業訓練指導員の免許状の写し

1. 本人の実績（技能に関連したもの）に関する表彰状、賞状、感謝状等

公的機関、業界団体等からの本人の実績に関する表彰状、入賞歴等を明らかにする書類の写し

1. 特許・実用新案等

　　　 　　　　　特許、実用新案等については発明者（共同の場合は、担当分野が明らかなもの）、内容、取得年月日等を明らかにする資料、証書の写し

**７　提出書類の取り扱い等**

提出書類に記載された個人情報は、技能者の審査及び表彰以外には使用しない。

ただし、被表彰者については、氏名、職種、就業先、技能功績概要を公表し、ホームページ等に掲載することになるため、あらかじめ被推薦者の同意を得ておくこと。

別記第１号様式（第６項関係）

和歌山県技能賞受賞候補者推薦書

　　　和歌山県技能賞表彰者選定要領に基づく受賞候補者として、別添調書のとおり下記の者を推薦します。

　　　 　　　年　　　月　　　日

　　　　和歌山県知事　　様

　　　　　 　　　　　　　　　　　（推薦者）

　　　　　　 　　　　　　　　　　　団体名

　　　　　　　 　　　　　　　　　　職氏名

記

　　 　　現住所

　　　 　氏名

別記第３号様式（第６項関係）

推薦理由書

現住所

氏名

　　　生年月日

　　上記の者は、〇〇年○○社〇〇工場に〇〇工として入社し、以来終始○○〇〇〇〇〇〇の製造の業務に従事して、その間技能の研さんに努めて精励し、次のように優秀な技能を持つとともに幾多の考案、改善によって生産能率の向上に貢献した。また、○○○○○○といった方法により後進技能者の育成に尽くした。特に○〇〇の技能については、本県業界の発展に寄与した功績が大きい。

　１　〇〇〇〇〇の功績　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　 ２　〇〇〇〇〇の考案　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　 ３　後進技能者の育成　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

　（作成の要領）

　(１)　　候補者の技能、実績その他については、受賞に係るものについて上記の記載要領のように具体的に記載すること。

　 (２)　　記載する事項は、一事項ごとに別項とすること。